

都留市史

資料編

古代・中世
近世 I

「勝山記」と「妙法寺記」の解説

ここには「勝山記」と「妙法寺記」とを並記する型で紹介したが、すでに知られているように、本来、この両者は同一のものであって、それぞれ成立時期の異なる写本の一つにすぎないものである。従ってこれらのもとなった原本が存在すれば、あえてこうした型で比較する必要もなく、写本時の写し違いを問題にする意味もないのである。しかし残念ながら原本は存在せず、今後、発見される可能性もほとんどないと思われる。現状では現存している写本類の検討によって、その成立過程や筆者などを考察するほかないのである。

勝山記・妙法寺記

現存する写本類の書誌的な調査は、現在ではかなり進んでいると思われる、主要な写本類はすでに紹介されつくした感が強い。そうし

た中であって、残存する各種の写本を整理し、比較検討した結果、「勝山記」系のもと「妙法寺記」系のもとで、若干その記述の異なる部分のあることが明らかになってきたのである。

すでに知られているように、本来この書物は無名のものであって、現在でこそ年代記の形式にまとめられているが、当初の形式は、もっと細かな日誌風のものであったのか、単に一年ごとの暦の余白に書きつけられた簡略なものであったのかの予測すらできない。現在の型にまとめ直された時期は、もう少し内容的な研究が進めばいずれ明らかになると思うが、現在のところ、その成立年代は不明としか言いようがないが、推定としてはこの記録の最後部分が一つの目安となろう。

ところで、この無名の古記録が初めて世に紹介されたのは、そう古い時期ではなく、文政九年（一八二八）に江戸の学者小山田与清が所有していた写本をもとに、小林正与が木版本として百部作製してからである。この時、すでにそのもととした写本に「妙法寺記」の書名が付されていたのかどうか、今日では不明であるが、世間に「妙法寺記」の名が知られるようになったのは、この木版本が校刊されてからである点は動かしがたい。さらにこの「妙法寺記」の名を決定的にしたのが、塙保己一が編さんした「統群書類従」に「甲斐國妙法寺記」の名で収録されたからである。その際、底本としたのはやはり小山田与清蔵の写本であり、しかも別に一本を求めてこれと校合しており、その結果、小山田氏蔵本の前に暦応元年（三三〇）から寛正六年（一三二六）までの二十七年間分の記事を増補した外、本文中のかなりの部分にも訂正を加えたのである。その時、校合に用いた別本は、かなり小山田氏蔵本とは様相を異にするものであったため、できあがった「統群書類従本」は、両者を折衷したものととして、又一つ様相の異なる本となってしまった。

ここで問題となるのは、文政九年に刊行された流布本として的小山田氏所蔵本は、どういう経路で小山田氏の手に入ったかということである。それについては、既に九子亘氏が適切な史料を紹介しているように、小山田氏の弟子である鈴木基之の『松陰隨筆』（『日本隨筆大成』六）の中に、「妙法寺記録は、わが高田の大人、甲斐國吉田の神官田辺重斐がもたりしを、写得られしにて、文正元年より永禄四年までの事しるしたれば、文正永禄間記と名づけられしを、

勝山古記 甲斐都留郡勝山村

源朝臣定能曰、此記偶得古寺中、捨上冊而下冊、以備映中一典故、本無号不便呼称、因名勝山記、而非余名之、乃勝山之古記也

玉代記 山梨郡八幡村別当普賢寺所蔵

一条過去帳 同郡一条庄一蓮寺什物

の二葉をもち、更に巻初に暦応元年から寛正六年迄と、巻末に永禄五・六の兩年の記事を持っているものである。これを考えるに、『勝山記』の巻首にみえる「天平感宝云々」以下の記載は、明らかに『甲斐國志』編纂当時の備忘として書かれたものであり、さらにその『勝山古記』についての説明内容からして、『甲斐國志』編纂当初、松平定能が都留郡の古寺中から探し求めて、下冊のみを写して、『勝山古記』と仮題したことがわかる。それでは、この塙忠韶所蔵の『勝山記』がイコール『甲斐國志』備用稿本としての『勝山古記』かという点、これは同一のものではなく、『甲斐國志』稿本としての『勝山古記』から転写された数本の中の一つであり、これに類するものは、現在、静嘉堂文庫の旧色川三中氏の蔵書と神智文庫（無窮会）の旧井上頼國氏の蔵書中にも、全く同様のものが現存しているし、その他にも、現存はしないが、東大図書館所蔵の旧南葵文庫蔵書目録に見える『勝山記』も、この系類に入ると推定され、これらすべては、相互に転写関係に先後があるにせよ、その祖本は『甲斐國志』稿本としての『勝山古記』であることは、ほぼ誤りないと思われる。

後に都留郡の日蓮宗の住僧が記録なるよしかうがへ得つとて、かく題号を改られしなり」とあるように、吉田の浅間社の御師の田辺重斐の持っていたものを写し帰って所蔵しており、後にそれが『妙法寺記』であることを知って、『妙法寺記録』と改題したことがわかる。現に小山田与清の随想録である『松屋筆記』を繰っていくと、『妙法寺記録』の名で、随所に引用されていることでも明らかである。従って、いわゆる文正元年から永禄四年まで所収の『妙法寺記』を中央に持ち来たったのは、小山田与清ということが出来る。

それでは、小山田氏をして、その蔵本が『妙法寺記』であると認知させ、又木版本を統類従へ所収の際に校合に用いられた別本とは、どういう経路で中央にもたらされたものであろうか。それについて結論からいえば、『甲斐國志』の編者である松平定能と考える。というのは統類従本の稿本と思われる旧教部省蔵本として、現在内閣文庫の所蔵にかかる『妙法寺記』の貼紙註記に「東京府士族塙忠韶所蔵勝山記、載スル所文正元年ヨリ永禄四年ニ至ルノ事、此（保己一の孫）書ト大同小異ニシテ、勝山記従フヘキ多シ、又同書巻首ニ載セシ天平感宝云々ノ一葉、及ヒ暦応元年ヨリ寛正六年ニ至ルノ事ト、巻末永禄五・六年兩年ノ事トハ、皆此書ニ載セタル所ナリ、今勝山記ヲ以テ之ヲ補訂ス、明治十五年五月十四日、滝沢規道」とあることによってもわかるように、その際校合に用いられたのは、塙忠韶所蔵の『勝山記』であることが知られる。この『勝山記』なる本は巻首に、

「天平感宝、愚管抄云天平感宝元年七月二日孝謙天皇即位（下略）

そしてこの『甲斐國志』の稿本となったものもこの本は、現在、勝山村の御室浅間神社所蔵の『勝山記』であると思われる。つまり、『甲斐國志』編纂の過程（文化三〇一年）で、先にみた文化十五年以前に小山田与清によって中央に持たられた『妙法寺記』とはかなり様相の異なる『勝山古記』が、松平定能の手によって中央にもたらされたのであり、その両者の関係をもっとも象徴的に現わしているのが『統類従本』であるといえる。

以上、いわゆる『妙法寺記』が一つは『妙法寺記録』として、一つは『勝山古記』として、いずれも文化年間に中央に持ち出され、それが各々数回転写され、かつ相互に校合されていく経過を述べてみたのであるが、これと同様の現象は地方においても起っていることが、萱沼英雄氏の紹介している地方の写本類の存在によっても窺えるが、それは煩雑になるので、ここでは省略しておく。

ここで一つ気がかりなのは、小山田与清が写し取って帰った「妙法寺記」系写本の吉田神官の田辺重斐所蔵本のゆくえであるが、現在それに該当するものがどの写本かわからない点である。それはともかくとして、この本が江戸に紹介される以前から、地元には、かなり様相の異なる「勝山記」系のものと「妙法寺記」系のものとの存在していた点が明らかであり、それぞれの成立時期や書写人などの具体的なことは、今となっては明らかにできないが、その分化が意外と早い時期であったことが推測される。

次にこの記録の本文等からみて、この期の同種の年代記などに関連させて、この記録の原型について、二、三のべておきたいと思

年号AD	勝山記原本	妙法寺記(小山田本)	誤写
文正元(二四六六)	東郡 久速(休息)	當郡 久速	誤写
文明三(二四七一)	立正寺御影堂立	御堂立影	行ヲ横ニ読ム
文明十七(二四八五)	光長寺大坊定リ玉ヲ	光長寺大坊宅玉ヲ	誤読
文明十八(二四八五)	小石澤ニテ七日行道アリ	小石澤ニテ去被返	七日ヲ去ル、行道ヲ被返トス、草書不読
延徳元(二四八九)	又京ニ王崩御トテ福徳二年庚戌年号ヲ費(替)ル也『此年一季中ニ三度季号費ルナリ』以外ニ大飢饉シテ	『此年一季中ニ三度季号費ルナリ』(脱落)	脱落、費ル同字ノ間見落ス
明應三(二四九四)	耕作ハ半分モ実不入	耕作二分ノ実入ナリ	文意替エル
明應(二四九九)	早雲入道聽テ相州へ	早雲入道諫テ相州へ	聽ト諫テヲ誤ル

妙法寺記(小山田本) 誤写比較一覽(流石氏の著書より転載した)

う。まず、「勝山記」「妙法寺記」という名称であるが、これは前述したように、勝山記系にせよ、妙法寺記系にせよ、いずれも江戸末期の文化年間に初めて銘名されたものであって、より原型に近いものは無名のものであった点をまず確認しておきたい。従ってもしその書名を統一する必要があるならば、その記録された内容の検討によって、その書物の性格を明らかにした上で決定すべきものと考える。そうした意味では、かつて塩田義遜氏が「妙法寺記並にその原本について」(『捷神』二四号・昭和一三年)で考証し、ついで萱沼英雄氏が『妙法寺記の研究』(妙法寺・昭和三七年刊)で主張したように、この年代記を河口湖町小立の日蓮宗寺院である妙法寺の住僧の書きついだものとの説が先行し、その書名が定着してしまつたが、その後、丸子亘氏が「勝山日記と妙法寺記」(『立正大学文学部論叢』一七号、昭和三八年)で、詳細な書誌的な検討をした結果、現在勝山村の富士浅間神社で所蔵している「勝山日記」が現存している写本類の中では、より原型に近いものである点を明らかにしている。さらに流石氏は『勝山記と原本の考証』(図書刊行会、昭和六〇年刊)において両者の対校を試みた結果、次のような校異点を明らかにしている。

明應九(一五〇〇)	貫主様ヨリ當分法寺ヲ給ル	貫主様ヨリ當妙法寺ヲ賜ル	曲筆
文亀(一五〇二)	キツ子ニ人成テ人ノ家ニ来リ	狐人ニ成テ人ノ家来ト成	誤読
同年	冬雪フラス	久雲不降	誤写
永正元(一五〇四)	エチコノ国ヨリコホウ関東へ向玉フ	越後國ヨリ小堀関東へ向玉フ	職名ヲ人名ト誤ル
永正四(一五〇七)	門徒衆中洮九字	門徒ノ衆中皆九字	洮(洗イキヨメル)
永正五	常在寺ノ日運	當在寺日運	常ヲ當ト誤写
永正九(一五一二)	三月十八日、十九日雪兩日降積ル	雪兩日積	兩日ヲ兩日ト誤写
永正十	食ハ違者ノ百ニススムナリ	違者ナル人ノ様ニススム也	草書ノ百不読
永正十二(一五一五)	名ヲ經王院ト、聽テ此年	名ヲ經王院ト号テ此年	聽テヲ号トス、明應八同字誤読
永正十七(一五二〇)	甲州へ取ルシルシ數万騎霜月廿三日	甲州へ取ルシルシ數百騎霜月廿三日	數字誤写
大永五(一五二五)	駿河ト甲州ハ未ダ和聞無シ	駿河ト甲州ハ未和陸無シ	文意ヲ誤ル
大永七	信州ト當國トトモノ殿見ツキ候テ御立 ^{次損} 處ニ和瀨ト云云	信州ト當國トトモノ殿見繼候而御立候處ニ和談云	和瀨(流レル)草書不読文意相反ス
大永八(一五二八)	久速ヨリ圓乗坊ト申学頭ヲヨヒ越申候テ	久速ヨリ圓乗坊ト云学者ヲ呼メサレ	学頭ヲ学者ト誤ル。草書不読
8/20改元	米ハ三升粟六升大豆六升『小豆四升稗ハ一斗トモ申候大麦六升』小麦二升ニ配売申候『皆人錢ニ	脱落『小豆四升稗ハ一斗トモ申候大麦六升』	六升と六升ノ間写本時ノ脱落

享祿三 (一五三〇)	ツマル事無限去間銭ケカチト申候』此年ノ三月 武田殿ノ御前ニナラシ	脱落 『皆人銭ニツマル事無限去間銭ケカチト申候』	申候ト申候ノ間写本時 ノ脱落
享祿五	新屋敷ヲ御立候廳而成就 此ノ年熊野奈良ヲモ	新屋鋪ヲ御立頓而成就 此年熊野奈良ヲモ	廳ヲ誤読、明應八、永 正十二同字誤読 奈良ヲ奈良ト誤写
天文二 (一五三三)	サルハシ焼申候『同ク四日市バモ焼ケ申候』 カウサク『悪シ吉物ハソハニテ其ノ余ハイツレ モ悪』シサレ共	脱落 申候『同ク四日市ハモ焼ケ申候』	申候カラ申候ノ間脱 落、目移り
天文四	カツノマノ人数以上二百七十人打死申候 此年正月タンキニ御座候ナイ細々(再々)ユリ 申候	二百四十人打死申候 此年正月暖氣ニ御座候 コトイ畑ニ降申ム	人数誤写 ナイハ地震、イ、畑々 ヲ畑、ユリヲ降ト誤写 文意不明
天文五 (一五三六)	去程善得寺殿屋形ニナヲリ被食候	善得寺殿屋形ニナホリ被食候	寺ヲ守ト誤写
天文八	法花堂ニ関ヲ取り	法花堂ニハ關ヲ取り	関トくじヲ誤ル
天文九 (一五四〇)	人数八十人計ニテ候	坊号ヲ賜候 人数八千人計ニ而候	人数誤写
天文十四	勝沼ノ相州小山田羽州河内ノ穴山	小山田甲州川内ノ	小山田出羽守羽州ヲ甲 州ト誤ル
天文十五 (一五四六)	去程ニ二貫、三貫五貫拾貫ニテモ身内 法花宗郡内一番ノ御訪被成候	二貫、三貫、五貫、一貫ニテモ身内 法華宗郡内一番ノ御弔被成候	拾貫ヲ一貫ニ誤ル 弔テナク訪ナリ
天文廿一 (一五五二)	去程ニ當寺ノ御本尊ヲ此年ノ菊月八日 信州御動ヲ候小岩タケト申要害ヲセメヲトシ 九ツヲチ申候	去程ニ當寺ノ御本番ヲ此年菊月八日 小岩兵ヲ雲戒ヲ責落シ	草体不読、本尊ヲ本番 ト誤ル 城名ト人名ヲ誤ル 郡名ヲ誤ル
天文廿三 (一五五四)	此年ノ拾月信濃ノチク殿ヲヤ子三人以上八人大 原ノ島ヘナカサレ給フ 長持四十二丁承取渡ハ上野原	此年十月ニ信濃ノ知久殿親子ニ二人以上八人大 原ノ島ヘ流サレ玉フ 長持四挺二挺	親子ニ一人ハ誤写 四十二ヲ四挺、二挺ト 誤写
天文廿四 (一五五五)	松田殿是モ二千キ計ニテ罷越 小山田弥三郎殿『兩國一番ノシツケノ人ニ被取 テ』小山田殿ノ御内ニハ 曹子様ヲマウケ給フ 河口善應寺ヘ御付候	松田殿是モ五千計ニテ 脱落 『兩國一番ノシツケノ人ニ被取テ』 霜月八日曹子様ヲ投ケ玉フ 川口禪應寺	人数誤写 日移り 小山田、ト小山田ノ間 誤写 寺名誤写

以上の点などを参考とすると、現存するものでいえば、妙法寺記系のものよりも、勝山記系の「勝山記」が、より正確な古写本と
いうことになり、その点で流石氏が考証したように、この記録は勝山富士浅間社の寺内僧庵であった日蓮宗の浄蓮寺の住僧らが代々書
きついだものを、ある段階で一人の僧がまとめ直して成立した記録
であろうとの所説は、大変有力な仮説として、現在のところ通説化
しつつあるといっても過言でない。

次に原型はどんな形態の特徴を持っていたかという点と、この記録の持つ二つの限定、つまり年代記であるという点と、寺院関係の記
録であるという点から、この時期のこれに類するもの、例えば『興
福寺年代記』、『嘉元記』(法隆寺年代記)、『会津塔寺八幡宮長帳』、
甲斐のものといえば、『塩山向獄禅庵小年代記』、『王代記』などと
同様の性格を持つと考えてよからう。そしてこれらの形態的特徴
は、本来は寺家備用の暦、年中行事、日誌などに書き込まれたもの
であって、その記事の性格は、備忘録、追記的記載、数人の書きつ
ぎによることなど、首尾一貫した記載形式を持ったものではないこ

とが知れよう。この記録の原型もそうであったが、それがあがる段階で何らかの意図を持って整理され転写されると、その記載形式に一定の統一概念が附加され、場合によっては恣意的な変化さえ起るのである。この記録に幾通りもの呼称があり、その書載年代がまちまちであり、本文の校異が著しいことが、それを証明している。従って従来なされてきた原本そのものを追求するという方向から、視野を広げて、『勝山記』の原型の追求、つまりはその記録の性格を明確にさせていくことが重要であると思うし、このことは原本が転写されていく過程で成立する種々の写本類についてもいえることであ

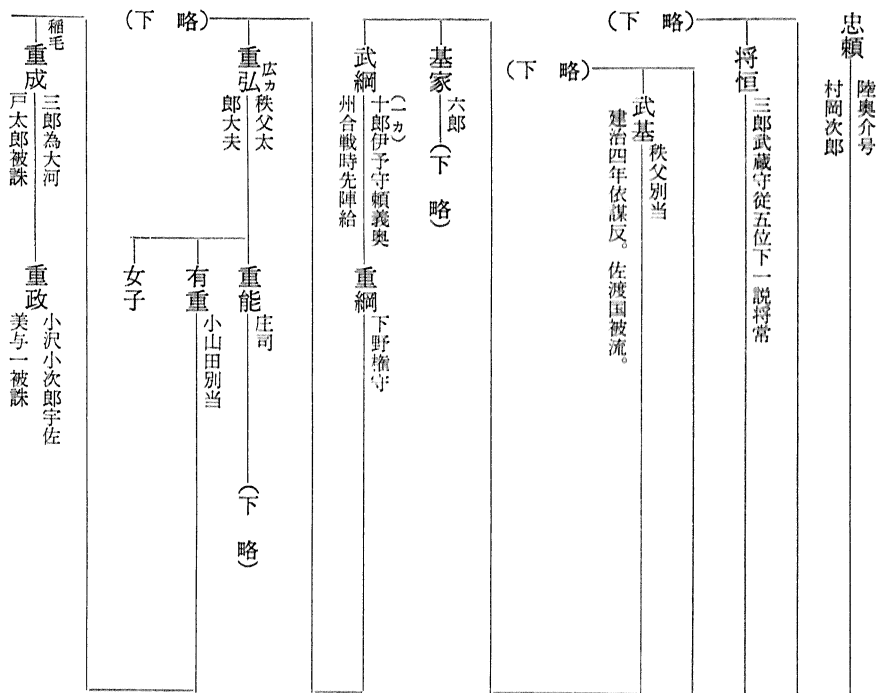
る。

この作業で確認できたことは、明らかに写本としては「妙法寺記」系のものの方が後発であるという点と、内容的にみても「勝山記」系の祖本である勝山富士浅間社所蔵の『勝山記』が現状での最良の写本であるという点である。

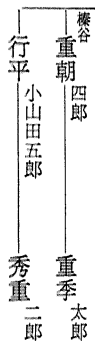
最後に従来は秘蔵の余りにこうした型での対校がむづかしかったが、幸い勝山富士御室浅間社のご配慮を得て、作業を完全なものに近づけることができた。記して感謝の意を表す。

小山田氏系図

一 千葉上総系図



二 宇都宮系図



〔統群書類従〕卷第百卅八

〔上略〕

〔宗實(正宗系本) 下総守八田権守号座主三郎 母〕始為叔父兼仲相統子。後生息子宗房。則為兼仲繼嗣。而婦実父宇都宮流訖。

〔下略〕

朝綱 鳥羽院武者所。後白河院北面。宇都宮檢校。三郎左衛門尉。号尾羽入道。号八田。日光別当職。依伊勢配土佐国。頼朝御時左陣八宇都宮。幕紋左巴也。右陣八小山也。南都東大寺大仏三尊之内脇立觀音造立。用脚六万貫云々。委〔委下脱在縁起三字歟〕。当寺神宮寺建立。法名宗心。重阿弥陀仏。八月六日卒。八十三歳。

小田 武者所右馬允四郎左衛門尉
 知家 筑前守
 号八田四郎。実下野守源義朝男。
 女子
 小山田別当有重室。重成母。
 女子
 小山四郎政光室。朝光母。

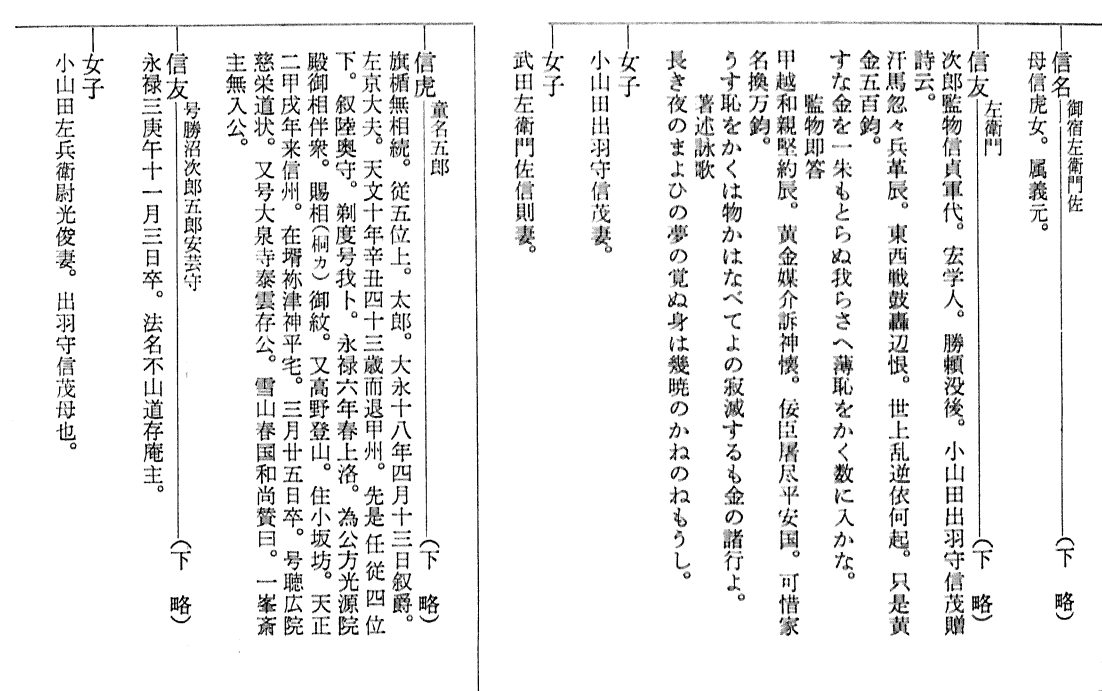
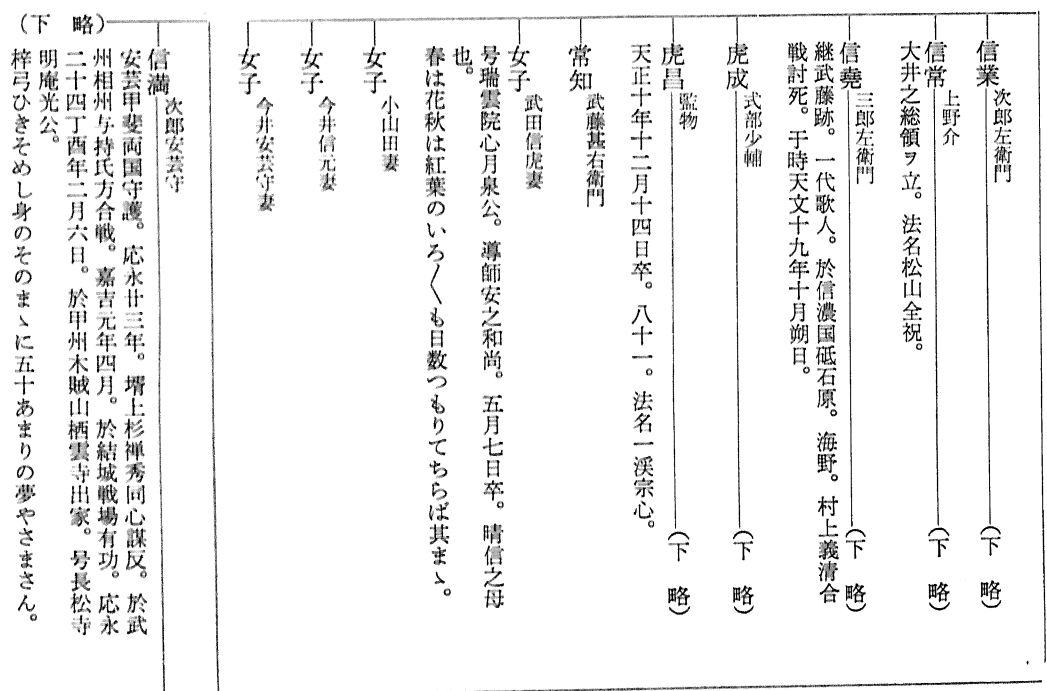
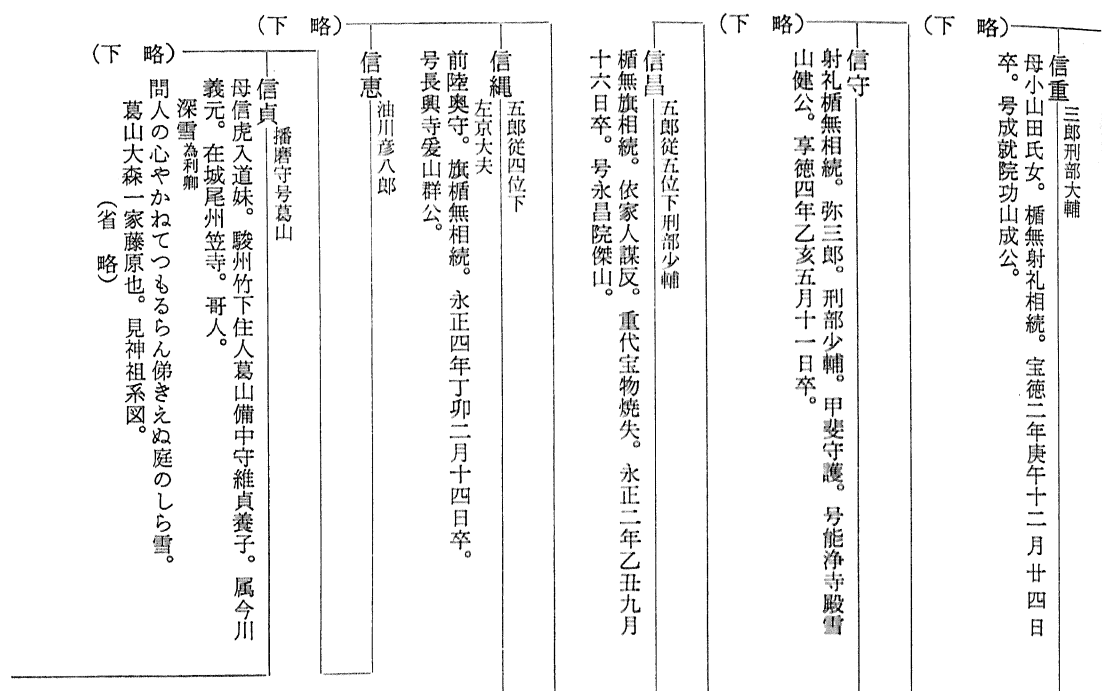
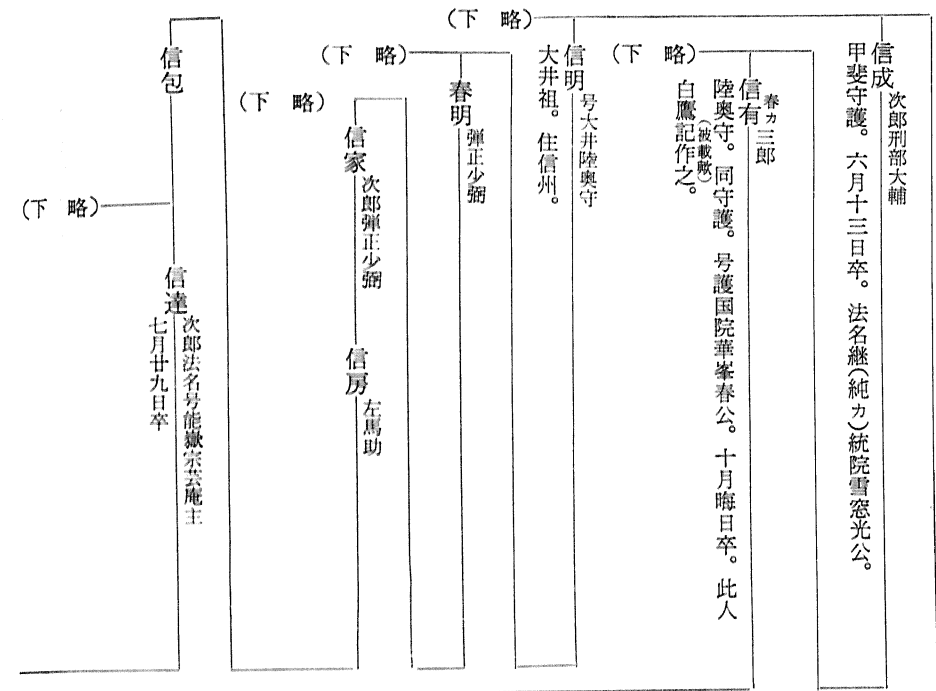
〔統群書類従〕卷第百五十二

三 武田系図

〔上略〕

信武 孫六陸奥守号清淨真院雪山昭公
 伊豆守三郎從四位下九州探題
 康永年中天龍寺供養隨兵。安芸甲斐兩國守護。新千。
 新拾作者。尊氏公薨去之後出家。歌アリ。延文三年四

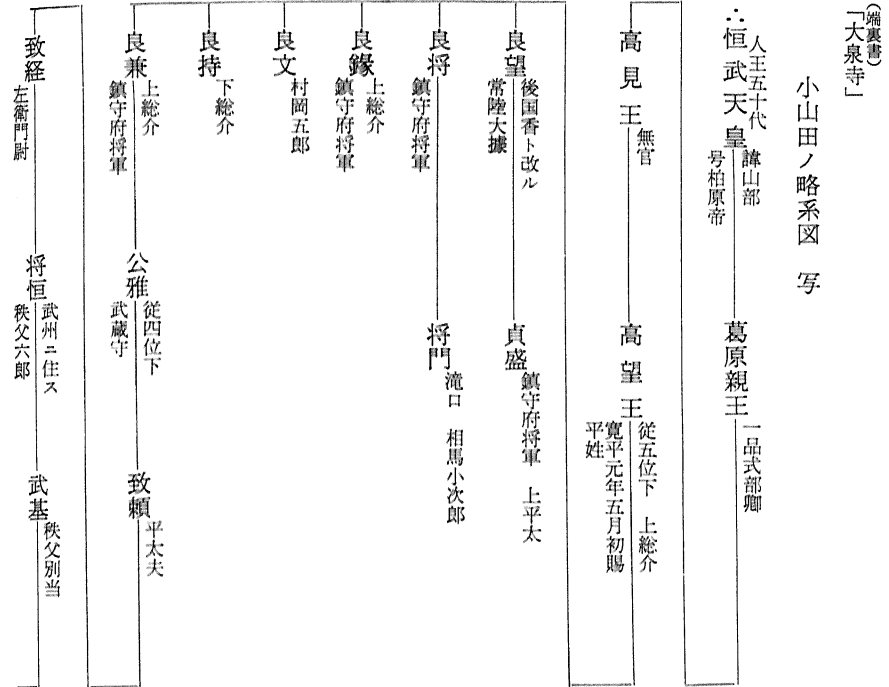
月晦日死。
あつさ弓もとの姿はひきかへぬ入るべき山のかくれが
も哉。
偽とおもひしは(り)カ(て)もまたるゝやこゝろにたらぬ
契なるらん。



女子
油川彦八信惠妻。播磨守信貞母。
桜井安芸守母。

〔統群書類従〕卷第二百二十一

四 小山田ノ略系図 写



秩父十郎從五位下伊予守八幡太郎義家御後三年ノ合戦ノ時、
出羽ノ國ニ軍立一番ニ參着シタル証ニ、先陣ニ賜ハル、此時
白旗一流、揮領シテ、其ヨリ代々源家ノ先陣トナル、

重綱 秩父權守

重弘 秩父太郎

重能 畠山莊司

重忠 畠山次郎 秩父莊司
東八ヶ國無双強力

女子 千葉介常胤室

有重 小山田別當

重成 稻毛三郎

武州小山田ニ住ス
大泉寺殿

重朝 榑谷四郎

行重 小山田太郎 高家 小山田五郎

武州多摩郡小山田村

大 泉 寺

(町田市 大泉寺所蔵)

五 甲州長生寺開基小山田家由緒

甲州都留郡内領谷村

大儀山長生寺開基由緒

小山田家累代紀

一、儀山勝公禪定門上杉之二族
武田家臣也

一、長生寺殿契山存心大禪定門 小山田出羽守

一、天文十年辛丑二月 逝至享保二十一年 得百九十九年

一、天正十八年庚寅九世膽岳執行五十年忌

一、百年忌 寛永十六年ニ至ル十二世
格室代令執行者

一、百五十年忌 元禄二年ニ丁ル
十六代祖月令執行

一、二百年忌 享保二十二年戊巳二十世異芳執行

右以両牌名定山号寺号

一、常膽院桃隱宗源大禪定門 小山田出羽守

一、弘治元年乙卯八月二十三日逝、從弘治元乙卯至享保二十一年
丙辰得百八十三年、

一、從天文十辛丑至弘治元乙卯十五年領郡内

一、武山長文大居士 小山田出羽守

一、天正十年辛未三月二十四日逝

一、慶長十九年甲寅十世即室代執行三十三回忌、

一、寛永八年辛未十一世白鳳代執行五十年忌、

一、從弘治元乙卯至天正十辛未五十八年領郡内

一、從天正十辛未至享保二十一丙辰百五十七年也、

一、百年忌

一、百五十年忌 享保十六年癸亥十九世越宗執行

一、逸嶺幻朝大禪定門 同年同月 同日卒 小山田弥三郎

一、契山・桃隱・武山之三代領郡内一万八千石、為巖殿之城主、

一、大般若經 契山寄附 六百卷

一、不動絵像 契山寄附 守本尊 一幅

一、薬師千仏絵像 契山寄附 一幅

一、契山存心像 信茂納之 一幅

一、信茂軍團扇 從信玄揮領
天正十年納之

一、寄附状 一通 小山田左兵衛尉信茂 判

元龜四年癸酉初秋三日、永楽錢四拾一貫六百七十五文并山林境内
寄附之書付也、

一、寄附状 一通 小山田左兵衛尉信茂 居 判

永禄十年丁卯十一月吉、為桃隱菩提寄附之書付也、

右、以当山由緒書等拔出紀之也、

享保二十一年丙辰孟春日

甲州大儀山長生禪寺第二十一世薩州人事異芳天苗叟

(羽根子 長生寺所蔵)

【解説】

郡内小山田氏の系譜を伝えるものとしての、いわゆる「小山田氏系図」といったものは、これまでに史料として万人が利用しうるかたちでは紹介されていない。従って、ここには、小山田氏関係の記述がみられる他氏の系図史料を中心に、小山田氏の系譜の復元に参考となる史料を収録した。もっとも、これらはいずれも江戸時代に編集・作成されたものなので、その史料性には一程度の限界を有していることは言うまでもない。そのため、同時代史料との付き合い合わせという作業が必要となる。しかしながら、これらの史料にみられる事柄は、主として同時代史料によっては知りえない部分も多く、その史料性格を十分に認識した上でなら、有効な史料としての活用が可能となろう。

一、「千葉上総系図」は、初期小山田氏の系譜を記載していることにより収録した。小山田氏は、秩父重弘の子有重が、武蔵国小山田荘に住し、地名を名字としたことに始まるものである。このことについては、『尊卑分脈』所収の桓武平氏系図を始め、多くの系図にみられることから、疑いのない事実として認めてよからう。鎌倉幕府の公式史書たる『吾妻鏡』には、有重の子として「小山田三郎重成」・「同四郎重朝」・「同五郎行重」が所見されるが、重成・重朝は、別にそれぞれ「稲毛三郎重成」・「棒谷四郎重朝」としても所見される。これは、重成・重朝が、それぞれ武蔵国稲毛荘・同棒谷御厨に住し、地名を名字としたことによる。行重は一貫して「小山田五郎」として所見されるので、有重の後継者に位置付けられていたとみて間違いなからう。本系図には、「小山田五郎」として「行平」がみえているが、これは仮名が同一であることから、行重の誤りと解される。また、本系図には「行平」||行重の子として「二郎秀重」が挙げられている。この秀重については他の史料に所見されないものの、行重の子息に関する貴重な所伝といえよう。

二、「宇都宮系図」は、下野宇都宮宗綱の娘が、小山田有重の妻となつている記載がみられるために収録した。

三、武田系図については、小山田氏関係の記事が次の四点についてみられるので収録した。第一点は、室町時代中期の甲斐国守護武田信重の母が小山田氏の娘である、という記載である。これは、おそらく戦国末期の成立といわれる軍記物である『鎌倉大草紙』に、信重の母が、郡内の小山田弥二郎の娘で、信重は都留郡で生れた、という記載がみられることに基づいたものであろうが、尊重すべき

(中略)、左衛門ノ佐殿は小山田兵衛妹舞なり」という記述がみられる。武田左衛門佐の実名は、系図によつては、信則の他信光とも言われているが、その発給文書にみられる「信堯」とするのが正確であろう。なお、この系図では、御宿友綱を、武田信繩の弟信恵の孫に位置付けているが、この点は何等かの誤伝と考えられる。

四、「小山田ノ略系図 写」は、小山田有重の菩提寺である大泉寺によつて、おそらく江戸時代に作成されたものとみられる。小山田行重の後、罫線をひかないで、『太平記』にみられる小山田太郎高家の名を記していることからみて、当時、一般的に知りうる文献からのみ構成されているとみられる。その意味では、目新しい情報は含まれていないが、参考史料として収録した。

五、「甲州長生寺開基小山田家由緒」は、小山田越中守信有を開基とする都留市内の長生寺によつて、やはり江戸時代になって、開基小山田氏と長生寺との関係を明らかにするために作成されたものと思われる。系図史料ではないが、戦国期の郡内小山田氏の系譜を考察する上で、参考とすべき記述がみられるので収録した。戦国期の郡内小山田氏の家督は、永正五年に戦死した弥太郎の後は、越中守信有・出羽守信有・弥三郎信有||信茂と継承されたというのが、江戸時代後期に編纂された『甲斐国志』以来の通説といつてよからう。

この史料においても、天文十年(一五六一)二月死去の長生寺殿契山存心大禅定門を越中守信有(史料では「出羽守」とするも明白な誤り)、弘治元年(一五五〇)八月二十三日死去の常胆院桃隠宗源大禅定門を出羽守信有、天正十年(一五八二)三月十四日死去の武山長文大居士を信茂に、

所伝であらう。第二点は、戦国期初頭の甲斐国西郡の国人領主武田(大井)信達の娘が、小山田氏の妻となつている記述である。これについては、他に裏付けとなる史料はみられないものの、貴重な所伝といえよう。その際、問題となるのは、武田信達の娘を娶った小山田氏が誰かという点である。信達の娘を娶っていることから、これは郡内小山田氏の家督とみなしてよからう。信達の娘の一人は、武田信虎の妻となつていることから、その小山田氏は、信虎と同時代の人物とみなされる。従つて、永正五年(一五二八)に、信虎と戦つて討死した小山田弥太郎か、その嫡子と推定されている小山田越中守信有のいずれかに該当しよう。第三点は、その武田信虎の姉妹の一人、すなわち戦国期初頭の甲斐国守護武田信繩の娘が、「小山田左兵衛尉光俊」の妻で、信茂の母となつている記述である。しかし、これは年齢的な問題からみて、明確な誤伝であらう。この点は、例えば「両武田系図」(『統群書類従』巻第二百二十三)には、「小山田出羽守妻」とのみある。おそらくこれは信繩の娘が郡内小山田氏の家督に嫁したことを示すものとみられ、その人物とは、既に諸先学の指摘にもあるように、小山田越中守信有のこととみて間違いなからう。第四点は、小山田信茂の妻が、駿河国駿東郡の国人領主葛山氏の一族の御宿監物友綱(系図では「信友」)の姉妹の一人となつている、という記述である。この他、信茂の妻の妹が、「武田左衛門佐信則」の妻となつている、という記述がみられる。

これについては、江戸時代前期に成立したとみられる軍記物である『甲陽軍鑑』品第五十七にも、「勝頼公御従弟武田左衛門ノ佐殿それぞれあてている。もっとも、出羽守信有は、『勝山記』天文二十一年(一五五二)正月廿三日条に、同日に死去したことが記されている如く、これらの記載がすべて正確かどうかは疑問の残るところである。これらの通説的な理解に対し、新説を提示したのが『町田市史料集 第四集』(町田市史編纂委員会、一九七二年刊)・『町田市史上巻』(同上、一九七四年刊)である。それは、従来、信茂の前身と捉えられてきた弥三郎信有を、信茂とは別人と判断し、新たに一代を設けたものである。その根拠は、弥三郎信有と信茂の花押型が全く異なること、弘治二年(一五五二)十二月廿七日付小河原大蔵右衛門尉宛判物(『小河原文書』)とはほぼ同内容のものを、永禄十年(一五七〇)七月十六日付で小河原土佐守宛で発給しており(『同上』)、その際、前者は「信有」署名で、後者は「信茂」署名である上、後者には、わざわざ「契山・桃隠之判形之任筋目」という文言がみられること、永禄十年十一月吉日付桃隠軒宛信茂判物(『長生寺文書』)において、「桃隠茶湯新」として寄進された地が、元亀四年(一五七三)初秋三日付の長生禅寺宛信茂寺領書立(『同上』)においては、「為桃隠菩提」とされていること、を挙げている。確かに、以上のことは、弥三郎信有と信茂とを同一人と捉えた場合、解釈に苦しむ事柄であり、その意味で言えば、現存の史料状況に拠る限りでは、弥三郎信有と信茂とは別人とみなすのが妥当であるとさえいえよう。ただ、この史料などにみえている所伝も無下に否定してしまうのもためらわれる。この問題については、結局のところ、契山・桃隠を誰に比定するかということであらう。通説では、契山を越中守信有に、桃隠を

出羽守信有に比定し、『町田市史』では、弥三郎信有を一代に設定していることから、契山を出羽守信有に、桃隠を弥三郎信有に比定している。この点、前に触れた元亀四年初秋三日付の長生禅寺宛信茂寺領書立は興味深い史料といえよう。ここには、信茂に至る小山田氏歴代が長生寺に寄進した寺領を書立てるにあたり、寄進者と、当時の長生寺住持の名が記されているからである。寄進者として、耕雲・契山・信茂の三人があげられ、契山・信茂より菩提を弔われた小山田氏の歴代として、義山・涼苑・桃隠の三人がみられ、また、長生寺住持は、開山・明庵・笑伝の三人がみえている。特に、契山は、開山・明庵の二代にわたって寄進しており、これによって、契山の実名比定が可能となる。しかしながら、残念なことに、現在、長生寺には歴代住持に関する史料はほとんどみられないとのことである。従って、契山および桃隠の実名比定については、なお確定しえない、というのが現状であろう。なお、長生寺の寺伝によれば、永正八年(五二)に、小山田越中守信有が、一道光円禅師を請じて開山とし、寺領二十二貫文を寄進したとしている。この寺領二十二貫文というのは、先の信茂寺領書立には、契山寄進分としてみえてくるそのものであり、これに拠れば、契山は越中守信有に比定される。また、弥三郎信有と信茂とを同一人として扱う前提として、両者が同一の印判を使用している事実があるようにも感じられるが、言うまでもなく、これは他大名でもよくあることで明確な根拠たりえない。さらに、江戸時代に成立した軍記物に信茂の年齢が記されており、これが弥三郎信有の年齢(永禄五年五月吉日富士浅間大

菩薩宛願文写「甲斐国社記卷十九」において「平信有正年廿三」とあり、逆算すれば天文八年の生れ)に一致したとしても、軍記物の性格上、根拠たりえないことは言うまでもない。

以上、小山田氏歴代の系譜について、現段階での研究状況と問題点を紹介してきたが、いずれの場合も歴代についての決定的な傍証を欠き、結論を得るまでに至らなかった。いずれも今後の課題であらう。

(黒田基樹)